

○奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和六十年九月三十日

奈良県規則第十九号

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年七月奈良県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請書等)

第二条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第四条第一項の申請書 浄化槽保守点検業登録申請書（第一号様式）
- 二 条例第四条第二項第一号の書面 誓約書（第二号様式）
- 三 条例第四条第二項第三号の書面 浄化槽保守点検業器具明細書（第三号様式）
- 四 条例第十六条第三項の証明書 立入検査証（第四号様式）

(条例第四条第二項第五号の規則で定める書類)

第三条 条例第四条第二項第五号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）
- 二 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第二項に規定する資格確認書の写し等浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の専属であることを証する書類
- 三 営業所及び事務所の付近見取図
- 四 申請者が現に他の都道府県知事又は保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合にあつては、その旨を明らかにする書面

(平一七規則二八・一部改正)

(登録簿の備置き)

第四条 条例第五条第一項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）を環境森林部水・大気環境課及び奈良県保健環境研究センターに備え置く。

(平元規則七六・平七規則六四・平一一規則六六・平一五規則七三・平一八規則五五・平二〇規則六五・平二一規則六五・平二五規則九九・令二規則五八・令三

規則三八・令六規則三五・一部改正)

(閲覧の手続)

第五条 登録簿の閲覧（以下「閲覧」という。）をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧申込書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第六条 知事は、条例第五条第三項の規定により閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

- 一 登録簿を破り、若しくは汚したとき、又はそのおそれがあるとき。
- 二 他の閲覧者に迷惑をかけたとき。
- 三 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(変更の届出)

第七条 条例第七条第一項の規定による届出は、浄化槽保守点検業変更届出書（第六号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業変更届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の条例第四条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第八条 条例第八条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書（第七号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業廃業等届出書には、廃業等に係る浄化槽保守点検業者と届出人との関係を証する書類を添付しなければならない。

(営業所に備える器具)

第九条 条例第十条第三項に規定する規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

- 一 水中ポンプ
- 二 照明器具
- 三 水準器
- 四 メスシリンダー
- 五 透視度計
- 六 溶存酸素計

- 七 残留塩素測定器
- 八 水素イオン濃度測定器具
- 九 亜硝酸性窒素検出器具
- 十 塩素イオン濃度測定器具

2 前項の器具は、常に良好な状態で使用できるよう保守点検しておかなければならない。

(清掃の通知)

第十条 条例第十一条第二項の規定による浄化槽管理者への通知は、清掃通知書（第八号様式）を送付することにより行わなければならない。

(浄化槽管理士証)

第十一条 条例第十一条第四項に規定する証明書は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十六条第四項の規定による指定を受けた者が発行する浄化槽管理士証とする。

(令二規則五八・一部改正)

(標識)

第十二条 条例第十二条に規定する規則で定める標識は、奈良県浄化槽保守点検業者登録票（第九号様式）とする。

(帳簿)

第十三条 条例第十三条に規定する帳簿は、毎月末までに、前月中に行つた浄化槽の保守点検についての第三項に規定する事項を浄化槽ごとに記載しておかなければならない。

2 前項の帳簿は、一年ごとに閉鎖するものとし、閉鎖後三年間営業所ごとに保存しなければならない。

3 条例第十三条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 浄化槽の管理者の氏名及び住所
- 二 浄化槽の設置場所
- 三 浄化槽の規模及び処理方式
- 四 点検した単位装置の状況
- 五 汚泥の堆積状況
- 六 清掃に関する通知の有無
- 七 保守点検の実施日
- 八 保守点検を担当した浄化槽管理士の氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)
- 3 保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

第1号様式(第2条関係)

浄化槽保守点検業登録申請書(新規・更新)			
		年 月 日	
奈良県知事 殿		申請者 住 所 (電話番号) 氏 名 (法人の場合には、名 称及び代表者の氏名)	
浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
営 業 所	名 称	所 在 地(電 話 番 号)	
役 員	氏 名	住 所	
浄 管 化 理 槽 士	氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号	専任する営業所の名称
営のの 業市名 区町称 域村			
※新 規 登 録	年月日		登 録 番 号 第 号
※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

奈良県収入証紙はり付け欄(消印はしないでください。)

備考

- 1 奈良県収入証紙は、所定欄にはり付けてください。
- 2 新規・更新は、不要なものを消してください。
- 3 ※は記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

誓 約 書

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号の各号のい
ずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

〔法人の場合には、名称
及び代表者の氏名〕

奈良県知事 殿

第3号様式(第2条関係)

浄化槽保守点検業器具明細書			
器 具	型 式	性 能	数 量
水 中 ポ ン プ			
照 明 器 具			
水 準 器			
メ ス シ リ ン ダ ー			
透 視 度 計			
溶 存 酸 素 計			
残 留 塩 素 測 定 器			
水素イオン濃度測定器具			
亜硝酸性窒素検出器具			
塩素イオン濃度測定器具			
		営 業 所 名	

第4号様式(第2条関係)

(表)

65 ミ リ メ ー ト ル	第 号
	立 入 検 査 証
	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第3項の規定による立入検査等を行うことができる職員であることを証明します。
	所 属
	職 名
	氏 名
生年月日	
	年 月 日交付
	奈良県知事 印

90ミリメートル

(裏)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)
(報告徴収、立入検査等)
第16条 略
2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3及び4 略
第20条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
一～四 略
五 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第5号様式(第5条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧申込書

年 月 日

奈良県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を申し込みます。

1 営業区域

2 浄化槽保守点検業者名

3 閲覧の目的

※返 却 時 刻	午前 午後	時	分
※返 却 確 認 者			

注 ※印欄は、記入しないでください。

第6号様式(第7条関係)

浄化槽保守点検業変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所
(電話番号)

氏 名

(法人の場合には、名
称及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業について次の事項を変更したので、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

登録の年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日		

第7号様式(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

(電話番号)

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業の廃業等をしたので、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
第8条の規定により届け出ます。

浄化槽保守点検業者の氏名 (法人の場合には、名称及び 代表者の氏名)	
浄化槽保守点検業者の住所	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年 月 日

第8号様式(第10条関係)

清 掃 通 知 書

年 月 日

浄化槽管理者
様(殿)

浄化槽保守点 住 所
検業者

氏 名

(法人の場合には、名
称及び代表者の氏名)

浄化槽管理士 氏 名

あなたが管理されている浄化槽について、保守点検の結果、清掃が必要と判断されますので奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項の規定により次のとおり通知します。

浄 化 槽 設 置 場 所		
浄 化 槽 の 種 類		
清 掃 の 必 要 な 箇 所		
連 絡 を 取 っ た 清 掃 業 者	浄化槽管理者が委託している場合	
	そ の 他	

第9号様式(第12条関係)

奈良県浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
浄化槽管理士の氏名	

備考 浄化槽管理士の氏名は、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名とします。

附 則（平成元年規則第七六号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第二一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則（平成七年規則第六四号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第六六号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二八号）

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第六五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第九九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第五八号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第三八号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第六四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第三五号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和八年規則第二六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第3号様式（第2条関係）

第4号様式（第2条関係）

（平3規則21・一部改正）

第5号様式（第5条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（平3規則21・令3規則64・一部改正）

第9号様式（第12条関係）

（平3規則21・一部改正）